

別紙

駐車監視員資格者証の交付を受けた者が法第51条の13第2項各号のいずれかに該当する事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否、是正の見込み、再発のおそれ等諸般の事情を勘案して、同資格者証の返納命令の適否について判断することとする。

道路交通法第51条の13第2項第1号に該当する場合とは、

道路交通法第51条の8第3項第2号イから同号へまでのいずれかに該当するに至ったときをいう。

道路交通法第51条の8第3項第2号イに該当する者

破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

道路交通法第51条の8第3項第2号ロに該当する者

禁錮以上の刑に処せられ、又は第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

道路交通法第51条の8第3項第2号ハに該当する者

集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等の関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。

(注1) 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。

(注2) 暴力的不法行為等とは、確認事務の委託の手続等に関する規則第3条に掲げるものをいう。

道路交通法第51条の8第3項第2号ニに該当する者

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

道路交通法第51条の8第3項第2号ホに該当する者

アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

道路交通法第51条の8第3項第2号へに該当する者

精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

道路交通法第51条の13第2項第2号に該当する場合は、

偽りその他不正の手段により駐車監視員資格者証の交付を受けたときをいう。

道路交通法第51条の13第2項第3号に該当する場合は、

駐車監視員が放置車両の確認等を行う際、駐車監視員資格者証を携帯せず、警察官等から提示を求められても提示しないとき、又は放置車両の確認等に関し不正な行為をし、その情状が駐車監視員として不適當であると認められるときをいう。

その情状が駐車監視員として不適當であると認められるときとは、故意による駐車監視員資格者証の不携帯、自己又は他人の利益を図るための放置車両の見逃し、自己又は他人の利益を図るための重大な秘密の漏洩等その態様、動機等からみて悪質な法令違反、義務の不履行をいう。